

秋田港クルーズ客船受入業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する秋田港クルーズ客船受入業務（以下「本業務」という。）を円滑かつ効率的に処理するために定める。

2 事業目的

秋田港に寄港するクルーズ客船に対して、秋田港クルーズターミナル（以下「クルーズターミナル」という。）やふ頭で、秋田ならではの受入と観光PRを実施することにより、魅力ある寄港地としてクルーズ客船の更なる誘致と寄港の定着化につなげるとともに、旅客満足度の向上を図ることを目的とする。

3 委託業務内容

乙はクルーズ客船が秋田港に寄港する際、次の業務を実施すること。

寄港予定日、業務の内訳、内容および計画数量は別紙1および別紙2、実施位置は参考図1、ふ頭内の配置計画は参考図2から5による。

また、対象となるクルーズ客船の停泊中は、受託者において責任者1名、副責任者1名以上を常駐させること。

なお、船会社や寄港地観光のオペレーションを行う旅行会社、関係機関等との調整は、日本船については甲、外国船については秋田県（以下「県」という。）が行い、これに伴い受入対応を要する場合は、甲乙および県で協議の上、乙が対応するものとする。

(1) 歓迎セレモニー等の企画および実施

ア 甲が指定する寄港日に、参考図2ならびに参考図3のエリアおよびクルーズターミナル内で、秋田らしさを体感できる記念セレモニーを企画、実施すること。

イ 入港および出港時、歓迎ムードを高めるおもてなしを実施するほか、参考図2および参考図3のエリア内およびクルーズターミナル内で、伝統文化公演等の魅力ある歓送迎アトラクションを実施すること。

ウ 歓迎セレモニーやアトラクションの内容に合わせて賠償責任保険等に参加すること。

(2) クルーズターミナル（参考図5）および中心市街地における観光案内等

ア 甲が指定する寄港日に、秋田市観光案内人を手配し、観光案内サービスの提供を行うこと。

イ 外国船寄港時に、英語通訳を配置し、外国人乗船客および乗組員に観光案内および通訳サービスの提供を行うこと。

ウ 対応時間は、クルーズ客船の停泊時間、乗船客および乗組員の動態に合わせてその都度調整すること。

- エ 寄港日毎の配置人数は、延べ人数の範囲内で調整することがある。
- オ 観光案内に必要な観光パンフレット等は、甲が準備する。
- カ 観光案内はクルーズターミナル内での実施を基本とする。
- キ クルーズターミナル内のデジタルサイネージ等を活用し、メッセージ表示や秋田の観光PR動画の放映などを行うこと。なお、観光PR動画は甲が提供する。
- ク 甲が指定する寄港日には、観光案内所の設置のため、秋田キャッスルホテル内スペースを確保する。

(3) 物販等スペースの設置、撤去および企画運営

- ア クルーズターミナル内で、秋田製品の販売やふるまい、体験型イベント等により、秋田のPRを行うこと。
- イ 物販を行うにあたって、事業の目的に整合し、公平性を確保した事業者の募集や選定を行うこと。
- ウ 日本船寄港時は、原則入港時から出港時まで対応すること。
- エ 外国船寄港時は、原則正午から出港時まで対応すること。
- オ 県内自治体および関係団体が、物販およびPRのために出展を希望する場合は、出展日や出展スペースの調整を行うこと。
- カ 非接触型決済環境の整備に努めること。
- キ 外国船寄港時、英語による指差しカードやポップ等を準備し、言葉が通じない場合を想定した対応に努めること。
- ク 外国船寄港時は、外貨両替サービスや免税対応など、消費活動の促進と利便性向上に資する取組を行うこと。なお、外貨両替機を設置する場合は、適切に管理し、安全対策および防犯対策に努めること。
- ケ 別表1に記載されている物品を無料で使用することができる。

(4) Wi-Fi サービスの提供

- クルーズターミナル内で、同時接続500名以上を想定したWi-Fiサービスを提供すること。

(5) 乗船客等の安全対策

- ア 乗船客、見学者等の安全性を確保するため、歩行者動線と車両動線を分離するカラーコーン・コーンバーを設置するなど、安全対策を行うこと。
- イ 参考図3で定める位置に、伸縮式通路テントを設置、撤去すること。
- ウ 参考図4で定めるエリア内の甲が指定する場所に、保安検査上必要となる仮設フェンス（二次制限フェンス）を設置、撤去すること。
- エ ふ頭内に、駐車場番号等を明示したサインキューブを設置、撤去すること。
- オ 契約後、4週間以内に地震等の災害対応マニュアルを作成し甲に提出すること。また、マニュアルはクルーズターミナルにも常備し、地震等災害時には適切な避難誘導を行うこと。
- カ 別表1に記載されている物品を無料で使用することができる。

(6) 周遊の促進

ア 道の駅「あきた港」等への無料シャトルバス

(ア) 日本船寄港時

クルーズターミナルから道の駅「あきた港」等まで大型観光バスの往復運行を行うこと。(1時間に3往復程度)

外国船寄港時

クルーズターミナルから道の駅「あきた港」等まで、大型観光バス又はマイクロバス等の往復運行を行うこと。(1時間に3往復程度)

イ クルーズターミナル、道の駅「あきた港」等に、運行時間が記載された案内看板の設置および撤去を行うこと。

ウ 上記ア、イの実施にあたり、片道運行毎に乗降者人数のカウントを行うこと。

(7) 乗船客への周知

甲が指定する寄港日に、乗船客に対して歓迎行事、道の駅「あきた港」への無料シャトルバスの運行などに関するPRチラシの作成やホームページでのお知らせ等により情報発信を行う。

(8) 船内見学の実施

甲が指定する日本船寄港日に、市民を対象とした船内見学を実施すること。見学者は、甲が広報あきた等で募集するものとし、乙は申込み受付、抽選、通知の発送、当日対応等を行うこと。なお、個人情報に厳重に取り扱うこと。

(9) C I Q対応にかかる会場の設営、撤去

国外の港から直接秋田港に寄港する外国船を対象に、C I Q (出入国手続全般のこと。Customs(税関)、Immigration(出入国管理)、Quarantine(検疫所)の略) 検査スペースの設営、撤去を行うこと。なお、検査スペースはふ頭内の上屋内での実施を想定しており、設営にあたり必要となる備品は別表2を参照し手配すること。

(10) クルーズターミナル内の感染防止対策

ア 県が策定した「クルーズ船寄港受入に係る感染症予防・拡大防止対策指針(以下「指針」という。)」などを参考に、クルーズターミナル内の感染防止対策を講ずること。

なお、感染状況等に応じて判断が必要となる事項については、甲乙および県で協議を行う。

イ 別表1に記載されている物品を無料で使用することができる。

(11) その他、情報発信や旅客満足度向上につながるおもてなし等の取組を企画、実施すること。

4 留意事項等

(1) 乙は、業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。

- (2) 業務の一部を再委託するときは、再委託先の概要や責任者、再委託する内容等について、事前に書面により甲と協議をして、承認を得なければならない。
- (3) 本業務は、道の駅「あきた港」や関係機関、市民団体等との連携を密にし、遂行すること。
- (4) クルーズターミナルを含む港湾施設の使用許可申請は、甲が行う。その他の本業務に必要な関係官庁等への手続は乙が行うこと。
- (5) 本業務に定めのない事項および寄港予定回数に増減があった場合は委託業務内容を変更することとし、詳細については甲乙および県で協議を行う。
- (6) 乙はクルーズターミナル内で次の機能を使用することができる。
 - ア 音響機能（室内および室外）
 - イ サイネージ機能（固定サイネージ3台、可動式サイネージ1台、プロジェクター1台）
- (7) 乙は、別表1に記載されている物品を無料で使用することができる。
- (8) クルーズターミナルの使用について
 - ア クルーズターミナルの使用に係る水道光熱費は発生しない。
 - イ クルーズターミナルの維持管理上必要となる清掃は発生しないが、本業務の遂行にあたっての簡易的な清掃は本業務に含むものとする。
 - ウ クルーズターミナル内においては、火器の使用は厳禁とする。
 - エ これにより難しい場合は別途甲乙協議の上、決定する。
- (9) 本業務の実施に関し、乙の故意又は過失により、本業務の遂行が見込めなくなったことにより発生した損害は、乙がその責を負う。
- (10) 乙の故意又は過失により、クルーズターミナルを含む港湾施設、借上施設および貸出物品等に損壊等を与えた場合は、乙の責により原状回復、機能回復すること。

5 委託期間

委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 委託料

事業に係る委託料の上限額は、39,908,000円（消費税および地方消費税額を含む。）とする。なお、別紙1および別紙2の経費負担区分に従い、市負担分の上限額は14,191,100円、県負担分の上限額は25,716,900円とする。また、市負担分と県負担分の経費の配分は変更できないものとする。

7 業務完了報告

- (1) 乙は、寄港毎に実施報告書（任意様式）、記録写真を寄港日から14日以内（14日が閉庁日の場合には、翌開庁日）に提出すること。
- (2) 乙は、全ての業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書および業務別の経費の

内訳が分かる内訳書を提出すること。

8 遵守事項

- (1) 乙は、業務の遂行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、重要と認める事項については、あらかじめ甲と協議し、承認を得なければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

※令和8年2月28日時点の寄港予定による

(別紙1)日本船寄港予定一覧

	仕様書項目	経費負担区分		1	2	3	4	合計	単位
			寄港日	8/5(水)	8月31日	9月2日	10/25(日)		
			係留時間	15:30~23:00	11:00~14:00	15:00~20:00	9:00~17:00		
			船舶名	飛鳥II	飛鳥II	飛鳥II	飛鳥II		
乗客定員(人)			872	872	872	872			
1	3	市	責任者の配置(責任者1名、副責任者1名以上)	2	2	2	2	8	人
2	3(1)	市	入出港時のおもてなし・歓送迎アトラクションの実施	2	2	2	2	8	回
3	3(2)	市	観光案内人による観光案内サービスの提供	3	3	3	3	12	人
4	3(3)	市	物販等スペースの設置、撤去および企画運営	1	1	1	1	4	回
5	3(4)	市	Wi-Fiサービスの提供	1	1	1	1	4	回
6	3(5)	市	乗船客等の安全対策(カラーコーン、コーンバーの設置、撤去等)	1	1	1	1	4	回
7	3(5)	市	伸縮式通路テントの設置、撤去	1	1	1	1	4	回
8	3(5)	市	サインキューブの設置、撤去	1	1	1	1	4	回
9	3(6)	市	道の駅「あきた港」への無料シャトルバスの運行	2	2	2	2	8	台
10	3(6)	市	シャトルバス案内	1	1	1	1	4	回
11	3(7)	市	乗船客への周知	1	1	1	1	4	回
12	3(8)	市	船内見学の実施	-	-	-	1	1	回
13	3(11)	市	港における感染症予防・拡大防止対策	1	1	1	1	4	回
14	3(12)	市	情報発信や満足度向上につながるおもてなし等の実施					1	式
15	7(1)	市	実施報告書の作成	1	1	1	1	4	回
16	7(2)	市	業務完了報告書の作成					1	式

(別紙2) 外国船の受入に係る寄港予定一覧

仕 様 書 項 目	経 費 負 担 区 分	寄港日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	合計	単位	
			4/19(日)	4/20(月)	4/22(水)	5/3(日)	6/3(水)	6/7(日)	7/9(木)	8/4(火)	9/5(土)	9/6(日)	10/12(月)	10/14(水)	10/15(木)	10/22(木)	10/29(木)	11/1(日)	11/2(月)			
			係留時間	8:00～18:00	8:00～18:00	8:00～18:00	8:00～17:00	8:00～17:00	9:00～17:00	8:00～16:00	8:30～22:30	9:00～	～23:00	8:30～17:00	8:30～17:00	9:00～16:00	8:00～17:00	8:30～17:00	7:00～17:00			7:00～18:00
			船舶名	アザマラ・バシユート	シーボーン・ソジャー	シーボーン・アンコール	三井オーシャンフジ	ハンセアティック・インスピレーション	ヘリテージ・アドベンチャラー	ダイヤモンド・プリンセス	三井オーシャンフジ	ザ ワールド	ザ ワールド	ダイヤモンド・プリンセス	ノルウェー・ジャン・ジェイド	シーボーン・アンコール	ノルウェー・ジャン・ジェイド	シーボーン・アンコール	ダイヤモンド・プリンセス			ノルウェー・ジャン・ジェイド
乗客定員(人)	702	458	600	458	230	140	2,706	458	200	200	2,706	2,352	600	2,402	600	2,706	2,352					
1	3	県	責任者の配置(責任者1名、副責任者1名以上)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	34	人
2	3(1)	県	寄港時の記念セレモニーの実施(初寄港のみ)	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4	回
3	3(1)	県	入出港時のおもてなし・歓送迎アトラクションの実施	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	34	回
4	3(2)	市	観光案内人による観光案内サービスの提供	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	51	人
5	3(2)	県	英語通訳による観光案内および通訳サービスの提供	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	51	人
6	3(2)	県	キャッスルホテル案内所設置	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	12	回
7	3(3)	県	物販等スペースの設置、撤去および企画運営	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	回
8	3(4)	県	Wi-Fiサービスの提供	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	回
9	3(5)	県	乗船客等の安全対策(カラーコーン、コーンバーの設置、撤去等)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	回
10	3(5)	県	伸縮式通路テントの設置、撤去	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	回
11	3(5)	県	仮設フェンス(二次制限フェンス)の設置、撤去	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	回
12	3(5)	県	サインキューブの設置、撤去	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	回
13	3(6)	市	道の駅「あきた港」への無料シャトルバス(大型バス)の運行	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	3	-	3	-	3	3	18	台
14	3(6)	市	道の駅「あきた港」へのマイクロバス運行	1	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	7	台
15	3(6)	市	シャトルバス案内	1	1	1	1	-	-	1	1	-	-	1	1	1	1	1	1	1	13	回
16	3(9)	県	CIG検査スペースの設置・撤去(ファーストポートのみ)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	回
17	3(11)	県	港における感染症予防・拡大防止対策	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	回
18	3(12)	県	情報発信や満足度向上につながるおもてなし等の実施																		1	式
19	7(1)	県	実施報告書の作成	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	回
20	7(2)	県	業務完了報告書の作成																		1	式

貸出可能物品一覧

(ターミナル内使用物品)

NO.	物品名称	規格	数量
1	シャトルバス案内所カウンター	W1200mm D450mm H1000mm	2台
2	レンタカー案内所カウンター	W1500mm D450mm H1000mm	1台
3	背付ベンチ (3人掛け)	W1650mm D580mm H735mm SH438mm	6脚
4	可動式パーティション	W1800mm D425mm H1800mm	6台
5	可動式パーティション	W2400mm D425mm H1800mm	3台
6	可動式パーティション	W2700mm D425mm H1800mm	1台
7	県産材ベンチ (3人掛け・座パッド付)	W1650mm D535mm H420mm	25脚
8	県産材テーブル (ボード型)	W1650mm D750mm H720mm	2台
9	県産材テーブル (長方形)	W1800mm D900mm H720mm	1台
10	県産材イス	W430mm D450mm H800mm SH430mm	6脚
11	スタッキングチェア	W475mm D550mm H785mm SH415mm	42脚
12	カウンターチェア	W400mm D430mm H950mm SH700mm	6脚
13	日の丸国旗	W1350mm H900mm	1枚
14	秋田県国旗	W1250mm H875mm	1枚
15	外国国旗	W1350mm H900mm	7枚
16	大型ファン	W515mm D330mm H590mm	4台
17	POPスタンド (フロアタイプ)	W400mm H1170~2300mm	7台
18	POPスタンド (卓上タイプ)	W80mm H360~570mm	20台
19	折り畳み机	W1800mm D600mm H700mm 天板茶	45台
20	折り畳み机 (1/2サイズ)	W900mm D450mm H700mm 天板茶	3台
21	ローブパーティション	H857mm ステンレス製 ベルト長2m	45個
22	不織布マスク		400枚
23	フェイスガード	組立式 額箇所PET素材スポンジ無し	60個
24	マウスシールド		300個
25	アクリル板	W900mm H900mm 手元穴あり	14台
26	アクリル板	W400+150mm H650mm	5台
27	アクリル板	W700mm H600mm	2台
28	アクリル板	W800mm H600mm	4台
29	アクリル板	W900mm H600mm	3台
30	ビニールカーテン	50m巻 W1830mm H900mm カット加工	1本
31	L型フロアスタンド	スライド式 W500~830mm H1400~2500mm	12台
32	ソーシャルディスタンス表示マット	W550mm D550mm 1.5mm厚 裏面滑止ラバー	40枚
33	ビニール手袋	Lサイズ	500枚

34	手指消毒液	プッシュ式アルコール消毒 液体1L	25本
35	手指消毒液	詰め替え用アルコール消毒 液体5L	15本
36	足踏式消毒液スタンド	スチール製	18台
37	除菌シート入れケース		3個
38	除菌シート	80枚入り	30個
39	OAクリーナー	80枚入り	5本
40	非接触型体温計		4台
41	接触型体温計		2本
42	座席封鎖表示	W250mm H250mm	30枚
43	施設消毒液	スプレー式エタノール 500ml	6本
44	施設消毒液	詰め替え用エタノール 4L	5本
45	ペーパータオル	200枚入り	30個
46	ゴミ袋	30L 50枚入り	20袋
47	コーン用サインボード	両面	50個
48	サーマルAIカメラ	タブレット型 自立スタンド付き	3台
49	パネルパーテーション	W800mm H1800mm アクリル透明タイプ	30台
50	対面カウンターパーテーション	W1200mm H750~1080mm 脚部350mm	36台
51	スタンドプレート	樹脂 屋外用両面 W380mm H570mm 水タンク付き	10台
52	合成紙リストバンド	使い捨てスリムタイプ	500本

(屋外使用物品)

NO.	物品名称	規格	数量
53	折り畳み机 (税関検査用等)	W1800mm D600mm H700mm	8台
54	テント (片流れ式)	2間×3間 W3600mm D5400mm	4張
55	テント用横幕	2間	8枚
56	テント用横幕	3間	8枚
57	SL看板 (会場案内及び交通誘導看板)	W550mm H1570mm 立脚時D715mm	12枚
58	伸縮式通路テント	W2500mm D10000mm H2150mm	4棟
59	二次制限フェンス	W1000mm D59mm H1000mm 材質PP 重量3.3kg	600枚
60	フェンスウエイト	W302mm D254mm H132mm 重量約13kg	620個
61	フェンスジョイント	W102mm D55mm H60mm	600個
62	TLコンパレッター	W1200mm D1020mm H905mm 積載荷重1000kg	9個
63	カラーコーン	H720mm ベース寸法 : W355mm D355mm H40mm 重量3.5kg	330個
64	コーンパー	34φ W2000mm 材質 : アルミ	330個
65	黒ゴムマット	W1000mm L2000mm	9枚
66	サインキューブ	W835mm D403mm H650mm 両面表示タイプ	41個

CIQ検査スペースにおける設置備品等の規格及び数量

物件名	規格・品質	数量	単位
テーブル	W1800mm D450mm H700mm	15	台
折りたたみ椅子	樹脂タイプ	15	脚
スーパーパネル	W900mm H2100mm	50	枚
ベルトパーティション	ベルト長2m	50	本
設置撤去費	設置1回、撤去1回	1	式
運搬費	納入1回、搬出1回	1	式

「この地図は国土地理院長の承認を得て同院発行の二万五千分の一の地勢図を複製した物である。(承認番号)平成17 総使、第9-237号」



委託箇所

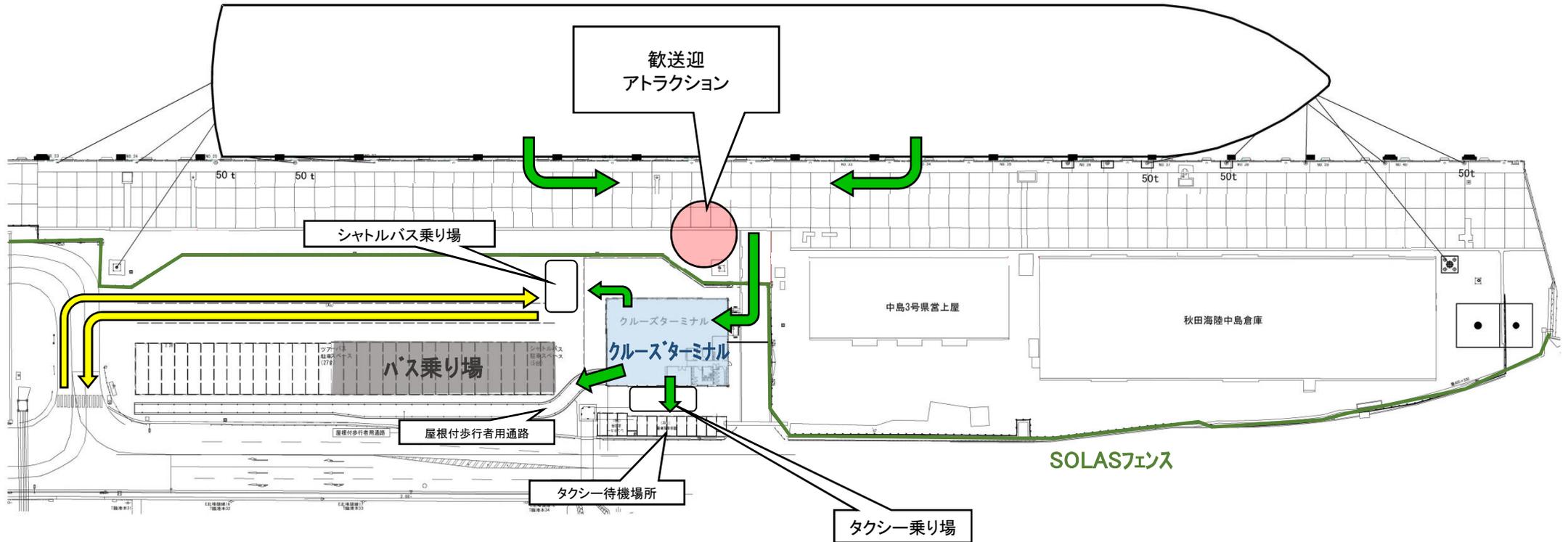
参考図 1

令和 7 年度	委託番号		
路線・河川 海岸・港名	秋田港 本港地区		
調査箇所	秋田市土崎港 地内		
委託名	秋田港クルーズ客船受入業務委託		
図面名称	位置図	図面 番号	
照査	設計	縮尺	1: 50,000

参考図2 日本船の受入に係る会場配置計画

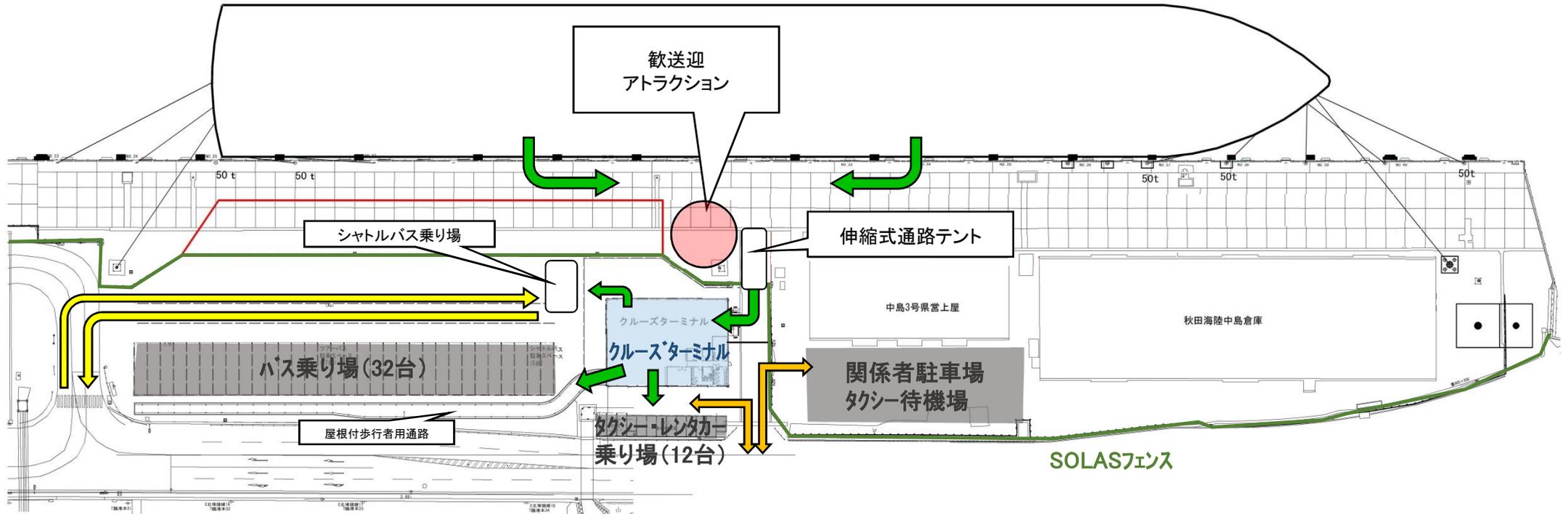
➡ クルーズ旅客の動線

➡ バス等車両の動線



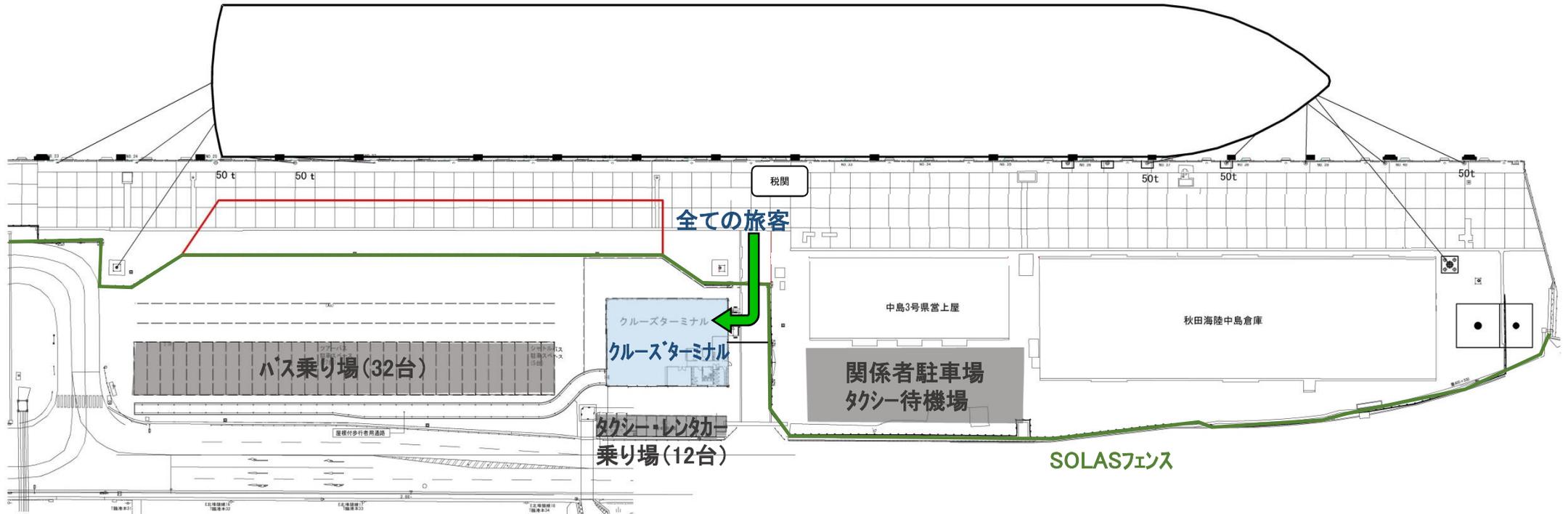
参考図3 外国船の受入に係る会場配置計画

- クルーズ旅客の動線
- バスの動線
- レンタカー・タクシーの動線



参考図4 外国船の受入に係る会場配置計画(仮設フェンス(二次制限フェンス)の設置:赤枠)

➡ クルーズ旅客の動線



参考図 5

秋田港クルーズターミナル

